

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年1月17日

徳島県知事 殿

住 所 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 41-3
名称及び代表者の氏名 藍住町商工会
会長 高畑 正明
住 所 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52-1
名称及び代表者の氏名 藍住町長 高橋 英夫

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：柳川 剛大

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要

【地勢】

本町は、徳島県の中央を流れる吉野川下流の北岸にあり、吉野川と旧吉野川に囲まれ、板野郡のほぼ中央部にある。徳島県の二大都市である徳島市と鳴門市に接しており、山は全くなく、吉野川によって形成されたデルタ地帯であり、平均海拔 5.17m、面積は 16.27 km²の地味肥沃な平坦地である。山がないため、土石流及び地すべり等の危険区域はないが、吉野川および旧吉野川に囲まれた地形のため指定水防管理団体に指定されており、水防面における十分な対策を講じる必要がある。

○主たる河川

河川名	流路延長 (km)	備考
吉野川	194.0	幹川流路延長
旧吉野川	24.8	
正法寺川	5.2	
前川	1.4	

【地質】

西南日本内帯に属する吉野川左岸流域は、大部分が阿讃山脈であり、和泉層群で形づくられている。和泉層群は花崗岩類の上にいくつかの岩層が堆積し、不整合に被っている。また和泉層群は基底から上部まで単調に南に傾いた構造であるが西半部では向斜軸がみられ西端部は船底型の向斜ドームを作っている。

また、吉野川によって形成されたデルタ地帯であるため、地震時には液状化による被害の発生が懸念される。

【活断層】

西南日本外帯山地を構成する変成岩・古生層・中生層・古第三紀層には、ほぼ中央構造線に併走する断層が多いが、活断層に関しては、東北日本外帯とともに、日本の陸上で最も発達の良い地帯をなす。また、断層の特性は、密度が小さく、長さは短く、活動度は、0.01m~0.1m/1,000年であり、断層型は逆断層と横ずれ断層が混在している。

四国山地では、古い断層に由来するリニアメントはきわめて多いが、活断層は少ない。四国東部の御荷鉾構造線沿いにいくつかの右ずれ断層があるが、活動度は小さい。

中央構造線地帯は、とくに四国の中央部で活動度が高く、右ずれの平均変位速度が 5~10m/1,000年に達する。上下変位は、和泉山脈南麗から讃岐山脈南麗までは北側隆起であるが、以西は南側隆起となり、大地形に調和的である。

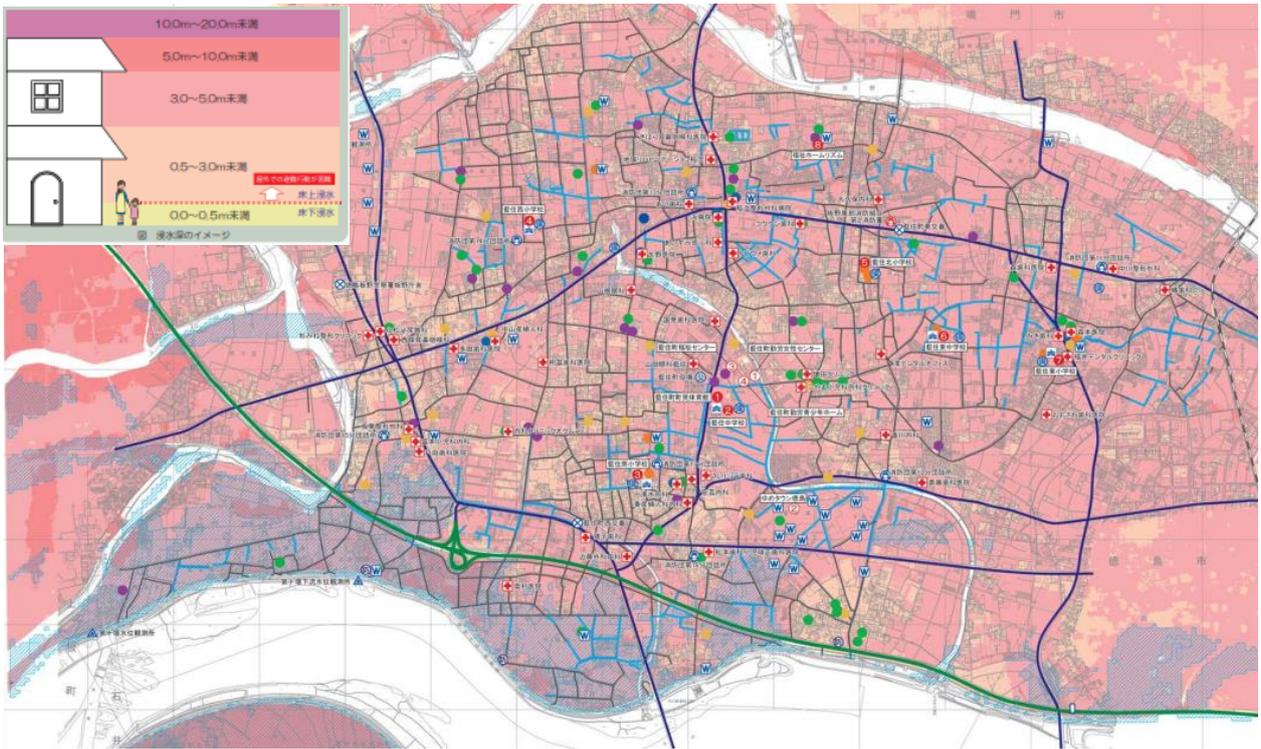
②想定される地域の災害リスク

【洪水】

本町を流れる主たる河川の吉野川の氾濫による浸水想定区域は、概ね千年に 1 回程度発生する恐れのある「想定最大規模」と、概ね百五十年に 1 回程度発生する恐れのある「計画規模」の大雨の条件を基に、各所堤防の決壊や堤防が整備されていない区間が溢水した場合を想定し、それぞれを重ね合わせ、各地域において想定される最大浸水範囲と浸水深を色分けして示す。

- 藍住町では、町域の全てにおいて浸水が想定され、ほとんどが浸水深 3.0~5.0m である (図 1)。
- 町域は吉野川と旧吉野川に囲まれた平地で、吉野川の増水に伴う旧吉野川や正法寺川等の支川中小河川の内水氾濫による浸水被害が大きな特徴である。
- 直近では、平成 16 年第 23 号台風、平成 23 年第 15 号台風、平成 26 年第 11 号台風などの影響で、吉野川流域では下流部を中心に大きな浸水被害が発生した (図 2)。

図1 想定最大規模の洪水（藍住町全域）



出所：藍住町洪水ハザードマップ（吉野川の氾濫）平成30年3月藍住町作成

図2 平成26年第11号台風による被害状況



出所：藍住町洪水ハザードマップ（吉野川の氾濫）平成30年3月藍住町作成

【地震・津波】

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県公表）によると、当町の最大深度は7、ほとんどの地域で震度6強とされる。1946年の昭和南海地震から約70年近くが経過しており、国の地震調査委員会によると、南海トラフ全域において今後30年以内にM8以上の地震が発生する確率は70%程度とされている。また、「四国地域の活断層の長期評価（第一版）」によると藍住町には「中央構造断層帯讃岐山脈東部」（区間長約52km）が横断しており、この断層を震源とする地震が30年以内に発生する確率はほぼ0~0.9%と同じランクに位置している。藍住町においては、津波浸水想定の対象外地域であり津波の心配は少なく、想定される地震に対する被害想定は下記の通りである（図3）。

図3 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（藍住町の数値を示す）

建物全壊・焼失棟数 一覧表（単位：棟）

揺れ	液状化	急傾斜他	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1,300	30	0	100	180	460	660	1,600	1,900	2,100

建物半壊棟数 一覧表（単位：棟）

揺れ	液状化	急傾斜他	津波	火災	合計
2,100	910	0	720	-	3,800

死者数 一覧表（単位：人）

揺れ			急傾斜			津波		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
80	40	60	0	0	0	50	40	40
火災			ブロック塀・自動販売機転倒・屋外落下物			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
※	10	20	0	※	※	140	90	120

※は若干数を表す。数値はある程度をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

出所：藍住町地域防災計画 平成30年3月藍住町作成

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、藍住町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。また、事業者等への影響は、既述の自然災害と違い、建物や設備等の物損はないものの、人の動きや接触といった活動が鈍くなる、もしくは縮小、一時休止するなどあらゆる経済活動を停滞させるものであり、これらが長期間続けば、事業継続はもとより、転廃業のリスクも高くなってしまいう可能性がある。

(2) 地域内商工業者の状況

地域内の商工業者について、経済センサスによる民営事業所を図4に表す。商工業者の内、約80%を小規模事業者が占める。また各業種の事業所は、町内に点在している。

図4 経済センサスによる民営事業所

業種	商工業者数	小規模事業者数（※）
建設業	128	125
製造業	70	57
卸・小売業	396	219
サービス業・他	736	685
合計	1,330	1,086

（※）常時使用する従業員数が、卸・小売業者：0～4名、それ以外：0～19名

出所：平成28年経済センサス・活動調査

(3) これまでの取り組み

1) 藍住町の取り組み

項目	内容	備考
・地域防災計画の策定	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき策定。直近では平成30年3月に改訂を行った。	

・防災訓練の実施	関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協体制の強化を目的として南海トラフ巨大地震や大雨災害等を想定した防災訓練を実施。	年2回実施
・備蓄品の整備、点検	南海トラフ地震等に対応した備蓄方針に基づき、指定避難所ごとに備蓄倉庫を設置し、食料・水及び資器材の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・1日分の備蓄食料（アルファ化米、水、粉ミルク等） ・パーティション、簡易ベッド、発電機、簡易トイレ、毛布、おむつ、生理用品等を備蓄 ・点検は定期的実施
・地域の災害等に関する情報の収集、伝達および被害調査	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集については災害対策本部を設置し、国・県・自衛隊・消防・警察と連携し情報収集を行っている ・情報の伝達について避難情報等を防災行政無線、藍メール、緊急速報メール、エーアイテレビの文字放送等を用いて情報を伝達している。 ・発災後、道路等の公共施設、建物の被害調査、床下、床上浸水の状況調査等を被害の規模に応じて実施 	
住民等に対する災害広報	必要に応じて随時実施している。	防災あいずみ、広報あいずみ、エーアイテレビ、藍メール等を用いて実施

指定避難所となっている各小中学校で、地域住民を対象として実施している一斉避難訓練には、毎回多くの住民が参加している。訓練会場では、消火訓練やAEDを使用した心肺蘇生法の講習、炊き出しなど、様々な訓練や体験を実施している。また、住民2,000名を対象に実施した防災意識調査では、町に望む防災対策について「資器材や飲料水・食料などの備蓄の推進」と回答した方が最も多い結果となった。これらの意見も踏まえ、平成27年3月には、非常食等の備蓄品や発電機等の資器材を保管するための、藍住町防災備蓄倉庫を新築した。

2) 藍住町商工会の取り組み

項目	内容
・事業者BCP（事業継続計画）、事業継続力強化計画に関する国、県の施策の周知	・事業継続計画や認定導入事例、国・県などのサポート体制について当会商工会報にて掲載し会員事業所などへ配布又は経営指導員等巡回時に説明し周知を図った。
・損保会社（あいおいニッセイ同和損害保険（株））と連携したハザードマップ（事業者に対する災害リスクの周知）及び損害保険への加入促進	・BCPの策定、事業継続力の向上について経営指導員等が事業所巡回時、理事会等でチラシを配布し説明
・防災備品の備蓄（年1回点検）	・懐中電灯、ライター、消毒液、絆創膏、トイレットペーパー、ゴミ袋、食器類、給水ポリタンク、水ペットボトル、非常食（飴・チョコ）、ブルーシート、机、椅子、乾電池、テント等（備蓄場所：藍住町商工会館および倉庫）
・藍住町、徳島県が実施する関連セミナーや防災訓練への参加及び協力	・町、県主催セミナー研修会徳島県版BCPについて理事会等で周知
・事業継続力強化支援計画策定に向けた個別相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化支援計画策定に向けた個別相談の実施 ・専門家1名（中小企業診断士）
・藍住まちゼミ	・「まちゼミ」で、応急手当、防犯グッズの取り扱い、防災情報の活用法等の講座を開催

II. 課題

藍住町商工会における、小規模事業者の防災・減災対策への支援についての課題は、以下の通りである。

①災害リスクが事業者十分に浸透していない

リスクマネジメント支援やBCP策定支援を推進しているが、日々の経営支援の中で、ハザードマップなどを活用した災害リスクの啓発、周知が図れていない。

②取り組み体制とマニュアルの整備不足

地域防災計画で定めた緊急時の取り組みが漠然としており、発災時に何をやるのか不明確であることから、協力体制の重要性についての認識が浅く、また取組体制やマニュアルが整備されていない。

③マンパワー不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員、保険・共済に対する専門的な知識及び人員、助言をおこなえる当会経営指導員等の職員が不足している。

III. 目標

・地区内小規模事業者に対し経営指導員等の職員が巡回訪問、窓口相談時やセミナーを通じて、ハザードマップなどを活用して、事業所に災害リスクを理解・認識させ、災害時における事前対策の必要性を周知する。

・発災時における連絡を円滑に行う協力体制の整備をする。また発災後、速やかな復興支援策が行えるように組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・連携先である損保会社担当者と当会経営指導員等の職員が勉強会等を開催し、保険・共済の対する知識の習得や助言を行えるよう職員の育成に取り組む。また、連携損保会社担当者と共同で巡回指導（OJT）をおこなうことで実践に即した職員等の対応力や専門的な知識のスキルを高めていく。

○成果目標

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業継続力強化計画策定企業数	7社	8社	8社	8社	8社
BCP（簡易版）	-	-	-	1社	1社

○実施目標

項目	目的	目標	備考
事前対策に必要性を周知	地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらう	セミナー等の開催	年1回の開催
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連携を円滑にする	被害状況報告ルートの構築	年1回の見直しを行っていく
連携体制の構築	組織内や関係機関と、発災後の速やかな復興支援が行えるようにする	発災後の職員の業務実施体制及び関係機関との連携体制の構築	年1回の見直しを行っていく
保険、共済に対する助言	保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会の開催や保健会社担当者との巡回指導（OJT）	年1回以上の実施

IVその他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・地域内小規模事業者の、自然災害等に備える取組を支援する等の計画を作成することで、当会と当町の役割分担、体制を整理し取り組みを強化するとともに、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・小規模事業者の取り組みが進まない背景として、数ある経営課題の中で優位性が低く、ハザードマップの認識等のリスク把握も十分でないことがあげられる。このため、経営指導員等の職員が巡回時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、事業休業への備え、水災・地震補償等の損害保険・共済加入、情報保護等）について説明する。

・藍住町商工会報や藍住町広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、事業継続力強化計画、徳島BCP認定の取得や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・連携損害保険会社である、あいおいニッセイ同和損保（株）や中小企業診断士等、事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

2) 藍住町商工会自身の事業継続計画の作成（令和3年度作成）

3) 関係団体等との連携

・連携損保会社である、あいおいニッセイ同和損保株式会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者の対象地域のハザード情報レポートを作成し、事業所立地場所等の災害リスクの啓発をおこない、また会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・関係機関での普及啓発ポスター掲示や、セミナー等の共催等、連携による事前防災対策を進めるとともに、人材育成やノウハウ構築に取り組む。

4) フォローアップ

・BCP等作成事業者に対し、訓練実施状況や見直し状況の確認を実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・前掲Ⅰ.現状(1)地域の災害リスクで取り上げた自然災害（洪水・地震等）が発生したと仮定して、藍住町防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせて藍住町との連絡ルートの確認等を行う。

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関へ連絡等を取り対策を進めていく。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、「役職員の安否確認」、「時間外・休日の職員等の参集」に加え、参集後に実施する応急業務及び事業継続をするために優先順位が高い「非常時優先業務」のことを指し、事業継続力強化支援計画の中でおこなう応急対策は下記の通りである。

○ 応急対策（非常時優先業務）

ア) 緊急相談窓口の設置・相談業務

イ) 被害調査・経営課題の把握業務

ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

また応急対策を進めるためには、職員等参集者や、商工会事務所等ライフラインの確保が前提である。

②発災直後に役職員の安否報告を行う

非常時連絡網による連絡やLINE、SNS等（災害伝言ダイヤル「171」、「災害用伝言板」など）を利用した安否確認をおこなう。

自分の身の安全を第一に考え、安全が確保できたら商工会として優先すべき業務に従事する。家族等の安否確認、自宅周辺の被害状況の把握や通勤の可否などできるだけ情報を集める。

③安否確認等の結果の共有及び関係機関への連絡

発災後1時間以内に安否確認結果や大まかな被害状況等を藍住町商工会役職員で共有し、関係団体等へ使用可能な連絡手段（事務所固定電話、個人携帯電話、LINE、メール等）で行う。

・報告する関係団体等：

藍住町建設産業課（088-637-3122）

徳島県商工労働観光部商工政策課（088-621-2322）

徳島県商工会連合会（088-623-2014）

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害のランク	被害規模の目安	被害の状況	想定する応急対策内容
A	大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な「被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業で3、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
B	被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
C	ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	①特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、藍住町商工会と藍住町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

○被害情報等の共有期間

期間	情報を共有する間隔
・発災後～1週間以内	1日に2回（9・16時）共有する
・1週間～2週間以内	1日に2回（9・16時）共有する
・2週間～1か月以内	1日に1回（9時）共有する
・1か月超～	2日に1回（9時）共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについて決定する。

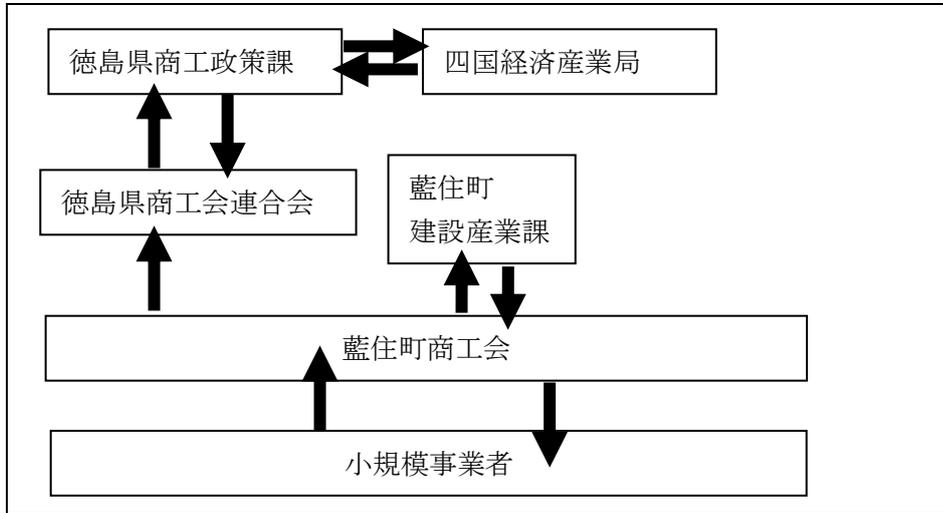
・被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法、藍住町商工会と藍住町が

共有した情報を、徳島県の指定する様式で藍住町商工会又は藍住町より徳島県へ報告する方法を、あらかじめ確認しておく。

1) 指揮命令・連絡体制

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑におこなうことができる仕組みを構築する。連絡体制は次のとおりである。

○指揮命令・連絡体制図



2) 二次被害を防止するための決定

二次被害を防止するための被災地域での活動については、藍住町災害対策本部の指示に従う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査（会員等被害状況調査）報告書

被害を迅速かつ的確に把握するために、会員等被害状況調査票（事業所名・業種・役所等・被害の有無・安否・事業継続・事業所・工場への被害・被害金額・商品・在庫の被害金額・機器・設備被害金額・間接被害・家屋（事業所とは別の場合、事業主の所在・要望等）を別途に定めて用いるものとする。

②被害額の算定

藍住町地域防災計画に基づき、藍住町商工会が調査する被害のうち、被害額を調査把握するものは「事業用被害」とする。

事業用被害とは具体的には事業用建物（店舗・工場・事務所・作業場・倉庫・建物付属設備）とし、被害の程度に関わらず全壊から床下浸水まで被害区分毎として調査把握し、藍住町災害対策本部への被害報告に限っては藍住町地域防災計画の定めにより全壊、半壊の報告とする。

また、事業用建物以外の具体的な事業用被害については、棚卸資産（商品・製品・仕掛品・原材料）、有形償却資産（構築物・車両及び運搬具・工具・器具及び備品・機械及び装置）とする。

③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業BCP策定運用指針第2版（8-46～8-51）に基づき、事業の復旧に必要な費用（直接被害）額を見積もることとし、具体的には下記を算定基準とする。

○被害額の算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	藍住町災害対策本部への報告
事業用被害 （事業用建物）	全壊	基本的機能を喪失したもの。延床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める。	○
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める。事業の復旧に直接関係し	○

	一部破損	全壊・半壊に至らない破損。窓ガラス破損程度は除く。	ない経費は除く。	-
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水		-
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの		-
事業用被害(事業用建物以外)	棚卸資産(商品・製品・仕掛品・原材料)	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める。	○
	有形償却資産(構築物・車両及び運搬具・工具・器具及び備品・機械及び装置)	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費(解体・運搬・処分費)と再調達価格または修繕費を求める。	○

※被害額の計算では被害状況などから、修繕・調達価格などの見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において、ある程度一般的・概算的な価格にならざるを得ない

4) 共有した情報を徳島県(商工労働観光部商工政策課)等へ報告する方法

藍住町商工会、藍住町が共有した情報については、徳島県が指定する方法により藍住町もしくは藍住町商工会が徳島県商工労働観光部商工政策課へ報告するものとする。また藍住町商工会は、併せて徳島県商工会連合会にも報告することとする。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

①相談窓口の開設

藍住町商工会は藍住町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また、国や徳島県から相談窓口に関して特別の要請を受けた場合はその要請に従うものとする。

②地区内小規模事業者等の被害状況の確認について

発災後の時間の経過とともに被害調査の内容や確認の方法を下記の通り明確化し、被害調査等を円滑に実施することとする。

○時間の経過とともに必要となる被害調査、確認方法

段階	時間の経過	被害調査の内容等	確認の方法
A	発災直後から2日程度	安否確認・人的被害の確認調査(生存の有無・行方不明・負傷等)	役職員を対象に携帯電話・LINE・メール等による確認
		大まかな被害状況の確認調査(職員参集の可否・居住地及び周辺被害状況等)	役職員や発災地域の事業者等を中心として携帯電話・LINEなどによる聞き取り画像による確認
B	安全確認後～7日程度	直接被害の確認調査(事業用建物・建物以外)	地域内小規模事業者を対象に経営指導員等の職員による巡回訪問等で聞き取りによる確認
		間接被害の大まかな確認調査(再開の可否・商品等原材料の調達状況、風評等)	
C	発災3日後～14日程度	経営課題の把握調査(事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	地域内小規模事業者を対象に経営指導員等の職員による巡回訪問・窓口相談で聞き取りによる確認
		間接被害の確認調査(売上の減少、経費の増加、風評被害等)	

③被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者へ国・徳島県等の施策（災害復旧貸付、セーフティネット保証等）について、経営指導員等の職員が事業者への巡回訪問、窓口相談等をはじめとして、藍住町商工会ホームページ、商工会報、SNS、相談説明会等を通じて地域内小規模事業者等へ周知する。

また、巡回訪問、窓口相談等で施策を周知する際に地域内小規模事業者から被災に際する要請・要望がある場合は藍住町商工会、藍住町で取りまとめをおこない徳島県と情報共有をおこなう。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

・藍住町、国や徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決めて、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を藍住町、徳島県、徳島県商工会連合会等に相談する。

・発災後の各種支援制度（融資制度、補助金制度等）についても、国の機関や徳島県を通じて藍住町商工会、藍住町で情報収集をおこない、巡回訪問、相談窓口等を活用し地域内小規模事業者への提供をおこなう。

・また、発災後の復旧・復興支援計画等については、藍住町商工会及び藍住町のホームページ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対し防災・減災対策についての周知を幅広く行うこととする。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表2)

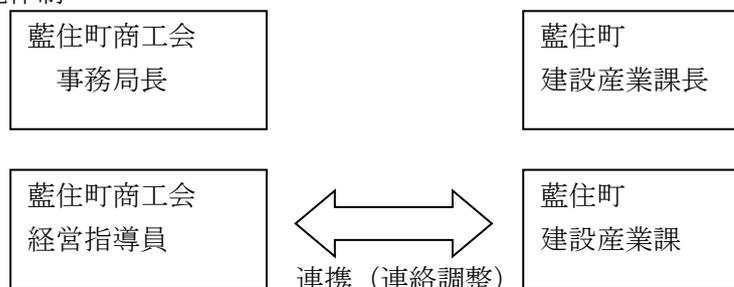
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

○実施体制



< 藍住町商工会概要 >

- ・地域内商工業者数：1,022
- ・地域内小規模事業者数：859
- ・会員数：584
- ・会長：1名
- ・副会長：2名
- ・理事・監事：30名
- ・役員数合計：33名
- ・事務局長：1名
- ・経営指導員：2名
- ・経営支援員2名
- ・職員数合計：5名

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

藍住町商工会

○氏名：柳川 剛大

○連絡先：TEL 088-692-2816

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

経営指導員を中心として、本計画の具体的な取り組みや計画を実行し、随時、地域内小規模事業者に対する災害リスクの周知を巡回時やセミナーを通じて、事業者BCP、事業継続力強化計画の策定支援や策定後の実行等、事業計画の目標達成に向けた進捗状況、フォローアップ等を四半期ごとに確認し助言支援をおこなう。また、経営指導員は他の職員に対し、制度内容や事業内容・計画等についての指導及び助言をおこなう。事業計画の進捗状況、評価や見直しを行い、改善点等を把握する。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

藍住町商工会

〒771-1203

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 41-3

TEL:088-692-2816 FAX:088-692-8976

E-mail:tsci2200@tsci.or.jp

②関係市町村

藍住町・建設産業課

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1

TEL:088-637-3122

E-mail:kensetsu@aizumi.i-tokushima.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100
・ セミナー等開催費	100	100	100	100	100
・ パンフレット・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(単位 千円)

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・徳島支店 支店長 宗実 晃弘 住 所：〒770-0852 徳島県徳島市徳島町 2-19-1			
連携して実施する事業の内容			
①事業所対象地域ハザードマップ情報レポートの作成及び提供 ②自然災害に関わる保険の提案及び提案と見直し（事業休業の備え・水害補償など） ③BCP 策定支援研修会（役職員向け） ④BCP 普及セミナー（地域内小規模事業者向け）			
連携して事業を実施する者の役割			
①連携者：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・徳島支店 支店長 宗実 晃弘 住 所：〒770-0852 徳島県徳島市徳島町 2-19-1 ②役割： 1) 地域事業所の所在地のハザード情報レポートを提供し、自然災害リスクについて周知活動を実施する。 2) 自然災害によって休業した場合の備えや水害などの補償について、過去の自然災害時のケース事例や取組、既加入保険の補償内容の点検により見直し提案等をおこなう。 3) 簡易策定ツール「BCP キットくん」を活用したBCP策定支援や、策定にむけてのワークショップ、訓練セミナー等を実施し、地域内小規模事業者への普及活動をおこなう。 ③効果： 1) 災害リスクの理解やノウハウの習得、及びBCP策定の重要性についての認識が高まる 2) 災害時の財産リスクや必要な損害金額、損害保険等の効果的な加入、資金繰り対策が身につく。 3) BCP策定に向けての基礎知識を取得するとともに、すみやかに計画策定に着手することができるようになる。			
連携体制図等			
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">藍住町商工会 ・ハザード情報レポート依頼 ・損保見直し相談会依頼 ・専門家派遣依頼</td><td style="width: 10%; text-align: center;">→</td><td style="width: 40%; text-align: center;">あいおいニッセイ同和 (株) ・ハザード情報レポート提供 ・損保見直し相談会開催 ・専門家派遣</td></tr></table>	藍住町商工会 ・ハザード情報レポート依頼 ・損保見直し相談会依頼 ・専門家派遣依頼	→	あいおいニッセイ同和 (株) ・ハザード情報レポート提供 ・損保見直し相談会開催 ・専門家派遣
藍住町商工会 ・ハザード情報レポート依頼 ・損保見直し相談会依頼 ・専門家派遣依頼	→	あいおいニッセイ同和 (株) ・ハザード情報レポート提供 ・損保見直し相談会開催 ・専門家派遣	